

懲戒処分

氏名

登録番号 3422

事務所 東京都

事務所の名称 司法書士 合同事務所

簡裁訴訟代理関係業務認定の有無 有

処分の内容及び理由の要旨

主 文

司法書士法第47条第2号の規定により、平成21年2月2日から2週間の業務停止に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

- 1 司法書士 (以下「被処分者」という。)は、平成12年11月8日に司法書士の資格を取得し、平成13年9月19日、東京司法書士会に入会、同日、東京第3422号をもって司法書士の登録を受け、上記肩書地において、事務所所在地を同一として司法書士A(以下「A司法書士」という。)ほか2名の司法書士と司法書士業務に従事している者であるが、次に掲げるとおり司法書士法及び東京司法書士会会則に違反する行為を行ったものである。
- 2 平成17年1月中旬ころ、B株式会社(以下「B」という。)から、〇〇都〇〇市〇〇町〇〇〇番〇の土地(以下「本件土地」という。)及び同所〇〇〇番地〇家屋番号〇〇〇〇番〇の建物(以下「本件建物」という。)について、売買による所有権の移転の登記の申請の依頼があった。
被処分者は、Bの依頼を受けて登記申請代理人を受任したものの、A司法書士がBと連絡を取って登記申請書類のやり取りをしていた。
- 3 平成17年2月4日、被処分者の事務所において、本件土地及び建物の取引の決済が行われ、Bの代表取締役C、D、株式会社E(以下「E」という。)の代表取締役F及びEの社員1名が同席し、A司法書士が立会いをして、登記申請意思の確認を行った。
なお、被処分者は、当初から決済に立ち会うことを予定していなかった。被処分者は、決済後の登記申請書類の最終確認をA司法書士に任せていたものであり、また、EのFの登記申請意思の確認を自ら行っていなかった。
- 4 同日、同一事務所の他の司法書士が、〇〇法務局〇〇出張所(以下「〇〇出

張所」という。)において本件土地及び建物の登記簿を閲覧した後、権利者をD(以下「D」という。)、義務者をEとする所有権の移転の登記の抹消登記及び解除を原因とする根抵当権仮登記の抹消登記並びにBを権利者、Dを義務者として売買を原因とする所有権の移転の登記(以下3件を併せて「本件登記申請」という。)を申請した。

5 被処分者は、平成17年2月7日、〇〇出張所登記官から、本件土地及び建物について、根抵当権の設定の仮登記の申請が先順位で申請されているため、承諾書の添付が必要となる旨の指摘を受け、平成17年2月10日、本件登記申請を取り下げた。

6 被処分者は、取り下げをした本件登記申請書一式を当事者らに返すところ、Bの意思に沿うように再申請したいとするA司法書士に本件登記申請書一式を渡した。

本件登記申請書一式を受け取ったA司法書士は、平成17年2月10日、一方当事者であるBの意思に沿うように、委任状の捨印を利用して、代理人を「 」から「A」に改ざんし、登記の目的及び原因についても訂正した。A司法書士は、権利者をD、義務者をEとして、平成17年2月4日譲渡担保契約解除を原因とする所有権移転登記及び同日解除を原因とする根抵当権仮登記の抹消登記並びに権利者をB、義務者をDとして同日売買を原因とする所有権移転の登記申請書を作成して(以下3件の登記申請を併せて「本件再申請」という。)、〇〇出張所に申請した。

7 A司法書士は、平成17年2月14日、〇〇出張所登記官から、本件再申請について、委任状に記載した委任事項の全面的な変更をすることは、捨印で訂正できる範囲を超えているとの指摘を受け、同月28日、本件再申請を取り下げた。

第2 処分の理由

以上の事実は、当局及び東京司法書士会の調査並びに被処分者の供述から明らかである。

被処分者は、本件登記申請の登記申請代理人であったにもかかわらず、立会いをA司法書士に任せて自ら登記申請意思の確認を行わなかった。上記行為は、他人による業務の取扱いに該当する。

そして、被処分者は、本件登記申請を取り下げ、登記が不能になったことから、本来であれば、登記申請書類を当事者らに返還しなければならないところ、一方当事者のために再度申請したいと主張するA司法書士に本件登記申請書類一式を引き渡したため、A司法書士の違法行為を発生させることになった。

したがって、被処分者の行為は、司法書士法第2条(職責)及び同法第23条(会則の遵守義務)、同法施行規則第24条(他人による業務取扱いの禁止)、

東京司法書士会会則第94条（品位の保持等）及び同第113条（会則の遵守義務）に違反するものであり、国民の権利の保全に資すべき責務を有する司法書士としての自覚を欠き、司法書士に対する国民の信頼を損なう行為であるといわざるを得ない。

しかしながら、被処分者は、本件非違行為を深く反省しており、改悛の情が認められる。

よって、これら一切の事情を斟酌し、司法書士法第47条第2号の規定により、主文のとおり処分する。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に法務大臣に対して審査請求をすることができる。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起する場合には、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になる。）、提起しなければならない（処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

ただし、処分があったことを知った日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算する。）に提起しなければならない。裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴はできない。

平成21年2月2日

東京法務局長